

福 高 齢 第 3 4 2 号

2022 年（令和 4 年）7 月 21 日

地域包括支援センター 管理者 様

居宅介護支援事業所 管理者 様

福山市保健福祉局長寿社会応援部

地 域 支 援 担 当 課 長

「介護予防支援費」及び「総合事業の介護予防ケアマネジメント費」の委託連携加算について（通知）

見出しのことについて、2021 年（令和 3 年）4 月 9 日付け福高齢第 687 号の 2 で通知しています
介護予防支援費の委託連携加算について、別紙のとおり具体的な内容を取りまとめましたので、通知します。

〔問い合わせ先〕

福山市 高齢者支援課 予防給付担当

TEL (084) 928-1189

「介護予防支援費」及び「総合事業の介護予防ケアマネジメント費（※ケアマネジメント B 及び C は除く）」の委託連携加算について

（質問 1）委託連携加算の具体的な加算要件とは。

（回答 1）委託連携加算は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を算定する。

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について）

具体例については、次のとおりとする。

	地域包括支援センター	委託連携加算
①	担当国会議に参加して、プラン作成時に一緒に関わる	○（算定可）
②	電話で、住所や電話番号などの情報提供を行う	×（ただし、必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所におけるサービス計画の作成等に協力した場合は、算定可）
③	委託していた利用者が半年や 1 年など長期間サービス利用がなく、再び利用を始めたとき	○再利用時に、新たに利用者との契約を結んでいれば、算定可。 ×利用者との契約が、前回から継続している場合は、不可。

（質問 2）次の場合、「介護予防支援費」及び「総合事業の介護予防ケアマネジメント費」の初回加算と委託連携加算について算定が可能か

	本人	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	初回加算	委託連携加算
①	新規申請	申請手続き 情報提供有	委託を受ける	○	包括から居宅に情報提供すれば○
②	新規申請		申請手続き、情報提供有、委託受ける	○	包括から居宅に情報提供すれば○
③	サービス継続中	今まで担当→担当できなくなり居宅へ委託	初めて委託を受ける	×	包括から居宅に情報提供すれば○
④	サービス継続中	委託元 変更なし	委託先居宅が変更	×	包括から居宅に情報提供すれば○
⑤	サービス継続中に転居	包括は変更	委託先居宅も変更	○	新しい包括から居宅に情報提供すれば○
⑥	サービス継続中に転居	包括は変更	委託先居宅は変更なし	○	新しい包括から居宅に情報提供すれば○
⑦	要支援→要介護→要支援		最初の要支援から委託を受けており、再委託	○	包括から居宅に情報提供すれば○

福 高 齡 第 6 8 7 号 の 2
2021 年（令和 3 年）4 月 9 日

地域包括支援センター 管理者 様

福 山 市 長 枝 廣 直 幹
（ 公 印 省 略 ）

総合事業の介護予防ケアマネジメントにおける委託連携加算について（通知）

見出しのことについては、別紙のとおりとします。

なお、現時点での考えをお示しするものであり、今後変更する場合があります。

〔問い合わせ先〕
福山市 高齢者支援課 予防給付担当

TEL （0 8 4）9 2 8 － 1 1 8 9

※右記のとおり略称を用いています。

地域包括支援センター：包括

指定居宅介護支援事業所：居宅

問 1	当該加算の要件の基本的な考え方について。	国の基準告示のとおり、「委託する際、①当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、②当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合」において、包括が算定する加算です。
問 2	居宅への情報提供は、どの程度のものがあればよいのか。	基本的に今まで居宅にプランを委託するにあたって行っていた提供であった程度（アセスメントの同行、包括が取得した利用者基本情報の提供や、居宅からのその利用者に関する質問に答える、担当者会議への出席（照会を含む）などが想定されます）があれば問題ありません。
問 3	委託連携加算を取得した場合、連携したことを示す書類などが必要なのか。	プランの委託に関連する書類の中に、たとえば、「別記の利用者情報について説明を受けた」旨の居宅による一文が記載されていることなどが想定されますが、必ずしもそれに限らず、包括から居宅へ一定の情報提供を行ったことが何らかの形でわかり、説明できるようになっていれば問題ありません。
問 4	委託契約のみを行い、特段の情報提供や連携を行っていない場合は加算算定できないのか。	この場合は加算算定できません。
問 5	利用者が要介護から要支援になるなど、利用者情報を居宅の方が多く持っているような場合は、加算算定できないのか。	相互に全く情報連携が行われない場合は加算を算定できませんが、必要な情報提供（連携）を行えば算定可能です。例えば、包括がアセスメントに同行・担当者会議へ出席した場合等において、当該居宅におけるケアプランの作成に協力した場合等が想定されます。
問 6	利用者の要望などがあり、包括は同じままで委託先の居宅を変えた場合、加算算定できるか。	変更後の居宅に情報提供・連携することで要件をみたせば、加算算定できます。基準に「当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者一人につき一回を限度として」とありますが、この場合は委託契約ごとに考慮するものです。
問 7	委託先の居宅は同じで、包括だけが変わった場合、加算は取れるのか。	問5と同様です。
問 8	プランを包括から居宅へ委託するための委託契約書のひな型は示されないのか。	申し訳ありませんが、契約書のひな型をお示しすることは考えていません。
問 9	当該加算を取得する場合に委託料にどのように反映させるかについて、基準は示されないのか。	留意事項通知「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」p48のとおり、「当該加算を勘案した委託費の設定」を行ってください。それ以外の基準をお示しすることは考えていません。
問 10	以上のことは、介護予防支援についても同様に考えてよいのか。	同様にお考えください。